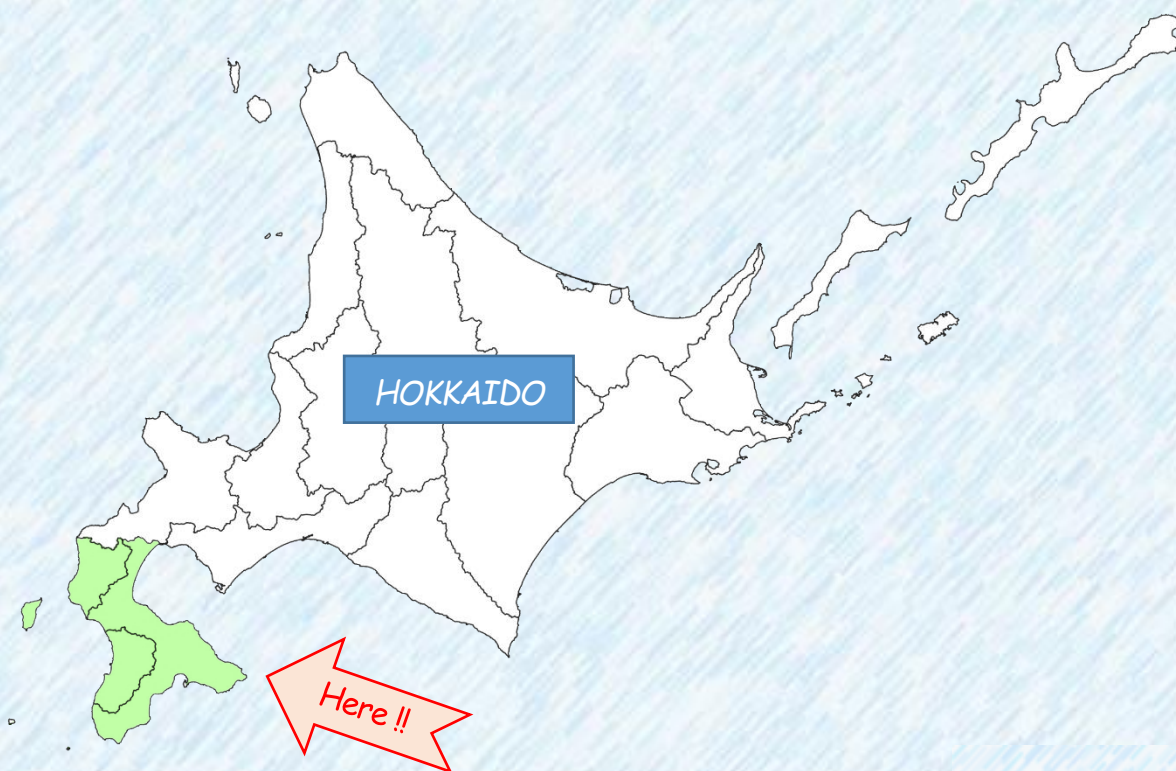


道南地域公共交通計画

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）



令和6年（2024年）3月

道南地域公共交通活性化協議会

表紙について

33 ページの「図 2-2 道南地域における各種交通の位置付け」をイラストで表現しました。

〔 右から、幹線交通（航路（フェリー）、航空機、鉄道）、広域交通（乗合バス）、生活圏交通（タクシー）のイラストを配置し、公共交通の一連の役割を表現しています。 〕

目次

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景・目的	2
1-2 計画の区域	3
1-3 計画の期間	4
1-4 計画の構成	4

第2章 計画の位置づけ

2-1 国の法制度	6
2-2 道の各種計画	8
2-3 道南地域各市町の上位・関連計画	15
2-4 道南地域における公共交通の位置づけ	32
2-5 計画の位置づけ	34

第3章 道南地域の地域特性・現況

3-1 地域の概要	36
3-2 人口	40
3-3 通勤・通学の状況	46
3-4 買い物の状況	54
3-5 医療機関への受療の状況	62
3-6 観光の状況	72
3-7 運転免許の状況	75
3-8 地域特性・現況から見える課題	76

第4章 道南地域の移動に関する現況

4-1 道南地域における公共交通ネットワーク	78
4-2 交通結節点	172
4-3 道南地域各市町における公共交通施策の状況	179

第5章 現状を踏まえた課題

5-1 圏域ごとの現状と課題	183
5-2 道南地域における現状と課題	185

第6章 計画の基本的な方針と目標

6-1 道南地域の将来像と計画の基本的な方針（在るべき姿）	189
6-2 計画の目標	190

第7章 目標を達成するための施策・事業

7-1 施策・事業の位置づけ	193
7-2 各施策・事業	194

第8章 計画推進に向けた評価体制

8-1 計画の推進状況の評価体制	218
8-2 評価結果を踏まえた計画の見直し（PDCAサイクル）	220
8-3 実施スケジュール	221

附属資料	222
------	-----

【参考】地域公共交通計画の記載事項の概要

地域公共交通活性化再生法 第5条第2項

記載事項	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取り組みの方向性を定める。 また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。
②計画の区域	当該地域の交通網の範囲を元に計画の区域を設定する。
③計画の目標	①の基本的な方針に則して目標を設定する。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体と整理する。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	地域の実情に合わせて設定する。（原則5年程度）
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。（地域の概況や公共交通の現況など）